

## 1. 条例制定の背景

- 子どもの育成に関しては、様々な法令に基づき、国・地方において多岐にわたる分野での施策が実施されているが、**子どもをどのように育成していくのかという基本的事項について、施策を横断する一貫した理念が明確になっていない。**
- 特に、乳幼児期の施策は、福祉分野とされる「保育」が「教育」と分かれて実施されるなど、「**子ども本人**」のため**にどのような育ちの環境を整えていくのか、**という観点が置き去りにされている。
- このため、奈良県のすべての子どもたちの健やかな育ちのために、**福祉の現場を持っている地方の立場から、県が明確な理念を持ち、子どものはぐくみに取り組む内容を明らかにする。**

## 2. 基本理念と施策展開の柱

### 【基本理念】

#### I 子ども「本人」のためという視点に立って子どもをはぐくむ

- ・子どもの多様な個性を尊重した、一人一人に応じたはぐくみにより、本人の成長の可能性を最大限に広げる
- ・子どもの権利が保障され、個々の子どもにとって最善の利益となるようはぐくむ
- ・子どもが自らを大切にされる存在であると感じ育つ中で、**親も子も、現在と将来に希望を持つことができるようはぐくむ**

#### II 科学的な視点に立ち、発達段階に応じて子どもをはぐくむ

- ・どのようなはぐくみ方が子どもの発達に最も有益であるかといった**科学的な理論や知見に基づき、子どもを発達段階に応じてはぐくむ**

#### III 社会全体で子どもをはぐくむ

- ・県は、**市町村と協働し、県民、事業者、関係団体等の協力を得て、保護者とともに、社会全体で子どもをはぐくむ**

### 施策展開の4つの柱

#### 1 子どもの健やかなはぐくみ

- 乳幼児のこころと身体を育てるはぐくみ
- 多様なはぐくみの場づくり
- 子ども同士の交流のもと、子どもの自尊心と利他心をはぐくむ
- 地域における多様なはぐくみ活動の実施
- 男性の子育て参画を促す
- 子どもの意思を表現する機会を通じてコミュニケーション能力を高める

#### 2 経済的困難を抱える家庭への支援

- 保護者の就業による経済的自立の支援
- 保護者の経済的・時間的負担の軽減
- ひとり親家庭への就業・生活支援

#### 3 困難な状況に置かれている子どものセーフティネットづくり

- 児童虐待から子どもを守る
- 社会的養護による子どものはぐくみ
- 悩みを抱える子どもと家族への相談・支援

#### 4 子育て家庭のあらゆる困りごとの解決

- 「(仮称) 奈良県地域福祉の推進に関する条例」と整合をとり、あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みを推進する

# (仮称) 奈良っ子はぐくみ条例 骨子案

## 第1章 総則

### 【目的】

- ▶ 子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県の責務、保護者や県民等の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定める
- ▶ 子どものはぐくみを総合的かつ計画的に推進し、すべての子どもが社会の一員として、心身ともに健やかに成長することができる社会を実現

### 【基本理念】

- ▶ 子ども本人のためという視点に立って子どもをはぐくむ
- ▶ 科学的な視点に立ち、発達段階に応じて子どもをはぐくむ
- ▶ 社会全体で子どもをはぐくむ

### 【定義】

- ▶ 条例に掲げる用語の定義

### 【県の責務、市町村・県民・事業者・関係団体等の役割】

- ▶ 県は、子どものはぐくみに関して、**共通の方向性を目指す市町村との連携協働体制に基づき、取組を推進**
- ▶ 県は、**市町村とともに、子どものはぐくみにとって最もふさわしい環境・方策を追求し、多様で豊かなはぐくみの場を整備し、取組を推進**
- ▶ 県民すべてが子どもの成長及び子育てに関心を持ち、理解を深める
- ▶ 県及び市町村は、**地域社会と一体となって、自主的かつ自律的に子どものはぐくみに取り組む**

## 第2章 基本的施策の展開

### 【子どもの健やかなはぐくみ】

- ▶ 乳幼児のこころと身体を育てるはぐくみ
  - ・子どもが自ら育つ良質で適切な保育・就学前教育の推進
  - ・芸術・音楽・自然等に親しむ機会や遊び等によるこころと身体のはぐくみ

### ▶ はぐくみの場の充実

- ・放課後等における文化芸術・スポーツ・自然体験・社会体験・他世代交流の活動のための環境整備
- ・子どもの多様性を尊重したはぐくみの促進
- ・こども食堂等地域の多様なはぐくみ活動の促進

### ▶ 男性が子育てに参画しやすい環境の整備

### ▶ 子どもの意思を表現する機会を通じて、コミュニケーション能力を高める

- ・子どもが社会の一員として意見表明できる機会の確保
- ・子どもの年齢に応じた意見を適切に考慮する環境整備

### 【**経済的困難を抱える子育て家庭への支援**】

### ▶ 経済的困難を抱える子育て家庭の経済的自立に向けた支援

- ・保護者の就職に向けた職業能力の開発の機会提供等
- ・子どものはぐくみに係る保護者の経済的負担の軽減

### ▶ ひとり親家庭の子どものはぐくみ

- ・子育てと仕事の両立に向けた就業及び生活支援
- ・養育費の確保や面会交流の支援

### 【**困難な状況に置かれている子どものセーフティネットづくり**】

### ▶ 児童虐待から子どもを守る

- ・児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導等、児童虐待対策を総合的・計画的に推進

### ▶ 社会的養護による子どものはぐくみ

- ・里親制度等の役割に対する理解促進
- ・児童養護施設等子どもの養育及び自立支援を行う体制の整備

### 【**子育て家庭のあらゆる困りごとの解決**】

### ▶ あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進

### ▶ 体罰によらない子育てを応援する社会づくり

## 第3章 支援体制の整備等

実施計画の策定、実施状況の公表、普及啓発、推進体制の整備、財政上の措置

### ＜スケジュール＞

令和3年12月～令和4年1月 パブリックコメント

令和4年2月 議会上程予定